

九州大学大学院薬学研究院、大学院薬学府及び薬学部動物実験委員会内規

(設置)

第1条 九州大学大学院薬学研究院、大学院薬学府及び薬学部（以下「薬学研究院等」という。）に、九州大学動物実験規則（平成17年度九大規則第14号。以下「規則」という。）第7条及び九州大学動物実験委員会規程（平成16年度九大規程第195号。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、九州大学大学院薬学研究院等動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 動物実験責任者が申請した動物実験計画及び承認を得た動物実験計画の変更について、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に関し、事前審査を行い、その結果を、薬学研究院等の長（以下「薬学研究院長」という。）に報告すること。
- (2) 実験動物の飼養保管及び動物実験に係る安全確保に努めること。
- (3) 動物実験等において、感染、環境汚染その他の事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、事故の経緯、事後の処理等について、薬学研究院長に報告すること。
- (4) 動物実験の実施について、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に関し、自己点検・評価を行い、その結果を、薬学研究院長及び九州大学動物実験委員会に報告すること。
- (5) その他適切な実験動物の飼養保管及び動物実験等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 規則第8条に規定する薬学研究院等の部局動物実験主任者（以下「部局主任者」という。）
- (2) 薬学研究院等の教員の内から選ばれた者 5人
- (3) その他委員会が必要と認める者 若干人

2 前項第2号の委員の任期は2年、同項第3号の委員の任期は2年の範囲内で薬学研究院長が定める期間とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、薬学研究院長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、部局主任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(動物実験等の事前審査)

第7条 委員会は、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に基づき、速やかに、事前審査を開始しなければならない。

2 委員は、自ら動物実験責任者となる計画の事前審査に加わることができない。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、医系学部等事務部学術協力課において処理する。

(補足)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成14年9月13日から施行する。
- 2 この内規後最初に任命される第3条第1項第2号の委員及び第7条第2項の委員の任期は、本文の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。
- 3 この内規は、平成18年2月1日から施行する。
- 4 この内規は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この内規は、平成20年8月27日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。